

別記様式(第4条関係)

## 随意契約結果一覧

所属(課名) 市政改革課

課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
松阪市公共施設予約システム 保守運用業務委託	令和3年4月1日	株式会社オフィスメーション	3,841,200	3,841,200	《地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号》当該システムは、平成24年度に「松阪市体育施設予約システム」として構築したものである。(令和3年4月1日に松阪市公共施設予約システムに名称を変更) 導入から約8年の実績と、2,300人を超える利用者登録があり、年間約3,000件の予約があるなど市民に定着したシステムとなっている。 このような使用状況において、他社のシステムを導入した場合、多額の費用が必要になることに加えて、利用者にとって定着している端末操作方法が変更することで混乱が生じ、市民サービスの低下となるため。	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
松阪市公共施設予約システム における施設使用料改定対応 業務	令和3年9月27日	株式会社オフィスメー ション	825,000	825,000	≪地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号≫ 令和4年4月1日からの利用分 からの施設使用料及び利用時 間区分等の変更に対応するた め、「松阪市公共施設予約シ ステム」のデータ改修を行うも のであり、「保守運用業務に付 随するものであり、既存のデー タを改修するという業務の性質 上、現在のシステムの保守運 用業者以外には行うことはで きないため。	無	